

北海道告示第10557号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第16号に掲げるいか釣り漁業（北海道沖合海域）について、その許可又は起業の認可をすべし船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべし船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
いか釣り漁業	別紙に定める区分1	別紙のとおり	4隻	30トン未満	① 鳥取県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	令和6年4月2日から令和6年5月1日まで	1 許可の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。 2 起業の認可の有効期間は、令和6年6月1日から令和6年11月30日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該漁業の起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3 申請書の提出先は、水産林務部水産局漁業管理課とする。 4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 道南・太平洋海域においては、定置（小定置網を含む）、区画漁業の敷設漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。 (2) 道南・太平洋海域のうち、次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域においては、次の間、操業を行ってはならない。 ①北斗市葛登支岬灯台中心点 ②北斗市葛登支岬灯台中心点から180度、27,470mの点 ③北斗市葛登支岬灯台中心点から136度5.7分、15,340mの点 ④函館市汐首岬灯台中心点から180度、7,440mの点 ⑤函館市汐首岬灯台中心点 ア 6月1日から10月31日までは、日の出から日没まで イ 11月1日から12月31日までは、日の出から正午まで (3) 集魚灯であって消費電力の総和が160kwを越える設備をしてはならない。 消費電力の総和とは、放電灯に類するものにあつては、安定器の最大消費電力の合計kw数、白熱灯に類するものにあつては、電球の消費電力の合計kw数、これらを併用する場合にあつては、その合計kw数とする。 (4) 集魚用水中灯は使用してはならない。 (5) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、北海道知事に報告しなければならない。 （陸揚港） (6) 操業する場合には、別に示す標旗を掲げなければならない。 (7) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める1から22までの点を順次結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。 この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。 (8) 北海道知事が漁業調整上操業に関して必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。	
			1隻		① 長崎県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
	区分2	同上	同上	4隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		同上
				1隻		① 富山県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
				4隻		① 長崎県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
	区分3	同上	同上	1隻	同上	① 兵庫県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		同上
				190隻		同上		
	19隻	① 岩手県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。						
	6隻	① 宮城県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。						
	5隻	① 山形県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。						
	1隻	① 新潟県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。						

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
	区分12	同上	6隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
			1隻		① 福井県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
			2隻		① 長崎県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
	区分13	同上	24隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
			3隻		① 佐賀県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
			1隻		① 長崎県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
	区分14	同上	3隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
	区分15	同上	1隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
			1隻		① 千葉県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
	区分32	同上	3隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
	区分38	同上	19隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
			1隻		① 岩手県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。		
2隻			① 山形県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
1隻			① 島根県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
1隻			① 長崎県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
	区分39	同上	13隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
1隻			① 岩手県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
3隻			① 鳥取県に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				

【操業区域】

区分	操業区域	区分	操業区域	区分	操業区域
1	日本海海域 利礼海域 石狩・後志海域	14	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域	32	道南・太平洋海域 根室海峡海域
2	日本海海域 石狩・後志海域	15	日本海海域 道南・太平洋海域	38	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
3	日本海海域 利礼海域	26	根室海峡海域	39	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
4	日本海海域	27	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域	40	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域
6	道南・太平洋海域	28	日本海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域	41	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域
12	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域	29	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域		
13	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域	30	日本海海域 根室海峡海域		

【操業海域と漁業時期】

1 日本海海域

・操業海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西、久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位297度30分の線以北の日本海海域。ただし、4の利礼海域及び5の石狩・後志海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで

2 道南・太平洋海域

・操業海域

久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位297度30分の線以南の日本海海域及び次の各線以西の太平洋海域。ただし、噴火湾海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 根室市納沙布岬灯台中心点と北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる17から22までの点を順次結んだ線
- (2) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる22の点から真方位160度の線

【噴火湾海域】茅部郡森町砂崎灯台と室蘭市マスイチ岬突端とを結んだ線以西の海域。

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで（ただし、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以东、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から11月30日までとし、沙流郡と勇払郡境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以东、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から12月31日までとする。）

3 根室海峡海域

・操業海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から真方位32度30分1.3海里の点
- (3) (2)の点から北緯46度8秒東経146度47分44秒の点に至る線と東経145度37分45秒の線との交点
- (4) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる点のうち1から17までの点
- (5) 根室市納沙布岬灯台中心点

・漁業時期

毎年、7月1日から翌年1月31日まで

4 利礼海域

・操業海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 天塩郡の最大高潮時海岸線と北緯45度8秒の線との交点
- (2) 北緯45度8秒東経140度49分46秒の点
- (3) 北緯45度40分8秒東経140度49分46秒の点
- (4) 稚内市宗谷岬灯台中心点と樺太西能登呂岬灯台中心点とを結んだ線と北緯45度40分8秒の線との交点
- (5) 稚内市宗谷岬灯台中心点

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで

5 石狩・後志海域

・操業海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 久遠・島牧両郡界茂津多岬突端
- (2) 茂津多岬突端正北の線と石狩市と増毛町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線との交点
- (3) 石狩市と増毛町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで